

# 建築設計業務委託特記仕様書

(令和8(2026)年4月版)

(栃木県県土整備部建築営繕課制定)

## I 業務概要

1. 業務名称 設計委託 盲学校ほか14校体育館空調設備整備工事

### 2. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項のうち「・」の付いたものについては、「○」印が付いたものを適用する。

### 3. 設計条件

(1) 施設名称 別紙のとおり

(2) 敷地の場所 別紙のとおり

(3) 設計内容 別紙のとおり

#### ~~(4) 敷地の条件~~

~~ア 敷地の面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>~~

~~イ 用途地域及び地区の指定~~

~~(ア) 用途地域 \_\_\_\_\_~~

~~(イ) 防火地域 \_\_\_\_\_~~

~~(ウ) その他の地区等 \_\_\_\_\_~~

#### (5) 施設の条件

ア 建物

耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による。

建築物の類型及び建築物の用途等は令和6年国土交通省告示第8号別添二による。

(ア) 建物名称 別紙のとおり

構造・規模: 造 階建(地下 階塔屋 階)

延べ面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

~~耐震安全性: 構造体 類~~

~~建築非構造部材 類 建築設備 類~~

- ~~—建築物の種類：.....~~
- ~~—建築物の用途等：第.....類~~
- ~~—エネルギー消費性能：.....~~

- ~~イ 工 作 物 門扉、車止め支柱、囲障、植込み土留、擁壁、屋外掲示板、庁名板、旗竿、設備基礎等~~
- ~~ウ 外 構 舗装（縁石とも）、砂利敷き、屋外排水設備、境界石標等~~
- ~~エ 造 園 樹木（芝張りとも）の新植、既存樹木の移植又は伐採抜根等~~
- ~~オ 設 備 電気設備、機械設備、昇降機設備等~~
- ~~カ 取り壊し 既存庁舎及び工作物等~~

(6) 建設の条件

- ア 工 事 費（総工事費） 約 731,000 千円（税込み）
- イ 建設工期（予定工期） 令和8（2026）年度下半期以降

(7) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

- ア 配置図
- イ 体育館エアコンの仕様
- ウ

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」（栃木県県土整備部建築営繕課制定）による。

また、建築士法第24条の7に基づく重要事項の説明について標準様式に記載の上、発注者に説明を行うこと。

なお、再委託にあたっては、共通仕様書により業務委託の再委託承諾書（様式2-2）を提出すること。

### 1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- ~~ア 基本設計
 
  - 建築（総合）基本設計に関する標準業務
  - 建築（構造）基本設計に関する標準業務
  - 電気設備基本設計に関する標準業務
  - 機械設備（・昇降機）基本設計に関する標準業務~~
- イ 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務  
（設計意図の伝達業務を除く）
- ~~● 建築（構造）実施設計に関する標準業務  
（設計意図の伝達業務を除く）~~
- 電気設備実施設計に関する標準業務  
（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（・昇降機）実施設計に関する標準業務  
（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 建築積算業務  
（積算数量算出書（積算数量調書を含む）の作成、複合単価（代価表・別紙明細・見積検討を含む）等の作成、見積の徴集及び見積一覧表の作成）
- 電気設備積算業務  
（積算数量算出書（積算数量調書を含む）の作成、複合単価（代価表・別紙明細を含む）等の作成、見積の徴集及び見積一覧表の作成）
- 機械設備積算業務  
（積算数量算出書（積算数量調書を含む）の作成、複合単価（代価表・別紙明細を含む）等の作成、見積の徴集及び見積一覧表の作成）
- 概略工事工程表の作成
- ~~● 透視図作成~~
- ~~● 模型製作及び写真撮影~~
- ~~● 計画通知申請手続き業務（各種行政手数料を含む）~~
- ~~● 構造計算適合性判定手続き業務（各種行政手数料を含む）~~
- 関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務  
（標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出を含む）
- ~~● 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務~~
- ~~● エネルギー消費性能関係計算書の作成及び申請手続き業務（各種行政手数料は含む）~~
- ~~● 電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討業務~~
- ~~● 地質調査業務~~
  - ~~— 機械ボーリング …… 地盤 …… φ …… m~~
  - ~~— 標準貫入試験 …… 地盤 …… 1回/m …… 回~~
- ~~※ 地盤情報（機械ボーリングで得られたボーリング柱状図）については、事前に監督職員の確認を受けた上で、「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受け、「地盤情報データベース」に登録すること。~~
- ~~● アスベスト含有分析調査業務（定性分析）~~

検体数： 検体

調査箇所： .....

~~※ 試料採取に当たっては、適切な飛散防止対策等を行うこと。~~

~~・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）に係る評価申請に関する書類の作成及び申請手続き業務（各種手数料は含まない）~~

(3) ~~本業務に関連する別途業務の発注予定~~

~~（ ） 令和 年 月~~

~~（ ） 令和 年 月~~

~~（ ） 令和 年 月~~

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

ア 設計に当たっては、工事現場の生産性の向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。

~~イ 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準等によって行う。~~

ウ 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

エ 県の指示に従い業務に必要な現地調査を実施し、必要な設計図書を作成する。

オ 設計に当たっては、意匠・構造・設備の設計担当者は十分な協議を行い相互に理解確認すると共に、県とも十分な打合せを行うこと。

~~カ 基本設計を完了したときは、速やかに設計図書を提出して承認を受けるものとする。~~

~~キ 平面計画は、構造計画書（様式7）及び法令等調査表（様式8）と共に速やかに提出して承認を受けるものとする。~~

~~ク 耐震改修補強設計においては、補強計算に先立ち、補強計画概要書により、補強計画の概要を報告し承認を受けるものとする。~~

ケ 実施設計を完了したときは、工事ごとに図面を整理統合し、監督職員の受け入れ照査を受けるものとする。

コ 積算数量調書の作成は、「営繕積算システムRIBC2」の内訳書作成システムにより行う。

~~サ 一貫構造計算プログラムは、建築基準法に基づく指定性能評価機関による性能評価に基づき、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを用いる。大臣認定取得のため、性能評価申請中の一貫構造計算プログラムを使用しても良い。これら以外のプログラムを使用する場合は、監督職員と協議する。~~

シ 工事費概算書の作成にあたり、使用する単価、数量について、監督職員と協議を行うこと。

ス 成果物は次により電子納品とする。

(ア) 適用基準類「電子納品運用に関するガイドライン第 11 版」

(イ) 書面における署名及び捺印の取り扱い ※監督職員との協議による

(ウ) 提出された CAD データは、当該施設に係る工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用するなど、栃木県業務委託契約書第 7 条の規定の範囲内で利用する。

## (2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものによる。

なお、年版の表示のないものについては、最新版を適用する。

### ア 共通

A 建築工事積算要領（栃木県）

B 建築工事積算基準（栃木県）

C 建築工事積算要領等の資料（栃木県）

D 栃木県県有建築物長寿命化設計基準

E 電子納品運用に関するガイドライン第 11 版（栃木県）

F 建築設計業務等電子納品要領

G 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル

H 栃木県公共事業景観形成指針

I 官庁施設の基本的性能基準

J 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

K 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説

L 官庁施設の環境保全性基準

M 建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針

N 建築物解体工事共通仕様書

### イ 建築

#### (ア) 共通

A 建築工事設計図書作成基準

B 敷地調査共通仕様書

C 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

D 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

- E 公共建築木造工事標準仕様書
- F 建築設計基準
- G 建築構造設計基準
- H 建築工事標準詳細図
- I 擁壁設計標準図
- J 構内舗装・排水設計基準
- K 標準案内用図記号ガイドライン（一般案内用図記号検討委員会策定）

~~(4) 建築（公営住宅）~~

- ~~A 公営住宅等の整備に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日 栃本  
県条例第 57 号）~~
- ~~B 公営住宅等の整備に関する基準を定める要綱~~
- ~~C 公共住宅企画計画指針及び解説~~
- ~~D 公共住宅建設工事共通仕様書~~
- ~~E 公共住宅改修工事共通仕様書~~
- ~~F 公共住宅標準詳細設計図集~~
- ~~G 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編~~
- ~~H 壁式構造配筋指針・同解説~~
- ~~I 壁式鉄筋コンクリート造設計施工指針~~
- ~~J 壁式ラーメン鉄筋コンクリート造設計施工指針~~

(7) 建築積算

- A 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- B 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- C 公共建築数量積算基準
- D 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

ウ 設備

(7) 設備（共通）

- A 建築設備計画基準
- B 建築設備設計基準
- C 建築設備工事設計図書作成基準
- D 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- E 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- F 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- G 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

- H 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- I 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- J 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- K 建築設備耐震設計・施工指針
- L 建築設備設計計算書作成の手引

~~(4) 設備（公営住宅）~~

- ~~A 公営住宅等の整備に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日 栃本  
県条例第 57 号）~~
- ~~B 公共住宅建設工事共通仕様書~~
- ~~C 公共住宅改修工事共通仕様書~~

(7) 設備積算

- A 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- B 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- C 公共建築設備数量積算基準
- D 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- E 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

(3) 提出書類

業務実績情報の登録の要否は、下記による。

○要（予定価格が 100 万円を超える業務に適用）

受注者は、業務完了 10 日以内に公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の確認を受ける。登録完了後、「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出する。

●不要

~~(4) プロポーザル方式又は総合評価落札方式による設計業務を受注した場合~~

~~プロポーザル方式又は総合評価落札方式による設計業務を受注した場合には、参加表明書及び技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。~~  
~~また、環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務の場合は、設計成果について、総合的な環境保全性能（「グリーン庁舎基準（官庁施設の環境保全性に関する基準）」に規定する項目等）及び生涯二酸化炭素排出量（LCCO2）の評価を実施すること。~~

~~—簡易公募競争入札方式により業務を受注した場合は、参加表明書に記載した予定技術者を、原則として変更してはならない。~~

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合は当該法人に属する者を配置しなければならない。

- ~~・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条2項による一級建築士~~
- ~~・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条2項による一級建築士又は同条第3項による二級建築士~~
- ◎建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)による建築設備士又は建築士法(昭和25年法律第202号)第2条2項による一級建築士又は同条第3項による二級建築士

(6) 照査技術者

照査技術者の要否は、下記による。

~~・要~~

◎不要

照査技術者の資格要件は次による。

- ~~・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条2項による一級建築士~~
- ~~・建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)による建築設備士又は建築士法(昭和25年法律第202号)第2条2項による一級建築士又は同条第3項による二級建築士~~

(7) 貸与品等

- ◎参考設計図書
- ~~・敷地調査報告書~~
- ◎共通原図類（電子媒体）
- ◎R I B C 2用ファイル（電子媒体）
- ◎既存図面(◎紙、PDF形式 ・CADデータ)
- ◎令和7年度 「県立学校における体育館空調設備設置検討業務委託」 成果物  
(熱負荷計算、概算工事費等)

~~(8) 建設副産物対策~~

- ~~・リサイクル計画書の作成~~

—設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）  
について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画  
書として取りまとめを行う。

(9) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- ア 業務着手時
- イ 基本方針策定前及び基本設計着手前
- ウ 実施設計着手前
- エ 積算着手前
- オ 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(10) ウイルス対策

業務にあたっては、電子納品時のみならず、監督職員と業務に関する事項について  
電子データを提出する際には、ウイルスチェックソフトによるウイルス対策を実施  
した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データ  
に更新（アップデート）しなければならない。

### 3. 成果物及び提出部数等

#### (1) 基本設計

—基本設計の成果物の体裁・提出部数等は表1-1による。

—(表1-1)—

種 別	部 数	備 考
・建築基本設計図書*	1部 (A3)	
・電気設備基本設計図書*	1部 (A3)	
・機械設備基本設計図書*	1部 (A3)	
・打合せ書	1部 (A4)	
・現地調査報告書	1部 (A4)	
・設計説明書	1部 (A4)	
・		
—電子納品	電子媒体 (CD-R) 1セット提出	

※ 基本設計図書の構成は令和6年国土交通省告示第8号により、下記を標準とする。

#### <基本設計>

##### ①建築基本設計図書

###### 1) 建築計画概要書

建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、景観計画、色彩計画、セキュリティ計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画（雨水利用設備の導入検討含む）、工程計画、仮設計画、要望対応、法令上の諸条件の調査、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書

###### 2) 建築基本設計図

###### 3) 構造計画概要書

###### 4) 設備計画概要書

###### 5) 工事費概要書

###### 6) 各種技術資料（実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書）

##### ②電気設備基本設計図書

###### 1) 電気設備概要書

###### 2) 電気設備基本設計検討書

電気設備概要、電気設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、主要な電力・通信幹線ルート図、天井内及びE.P.S納まり検討図、電気室・自家発電機室の納まり検討図、動力制御盤等主要盤周り納まり検討図、電力・通信の供給状況の調査及び関係機関との打合せ、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等

3)各種技術資料(実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書)

④機械設備基本設計図書

1)機械設備概要書

2)機械設備基本設計検討書

各機械設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、主要ダクト及び主要配管ルート図、主機械室・各階機械室納まり検討図、天井内・DS及びPS納まり検討図、上下水道・ガスの供給状況の調査及び関係機関との打合せ、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等

3)各種技術資料(実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書)

(2) 実施設計

ア 建築実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 1-2 による。

—(表 1-2)—

種 別	部 数	備 考
◎意匠設計図	○部 (A 3)	二つ折り製本
・構造計画書	1部 (A 4)	
・構造設計図	○部 (A 3)	二つ折り製本
・構造計算書	1部 (A 4)	
◎仮設計画図	○部 (A 3)	二つ折り製本
◎工事費概算書	1部 (A 4)	
◎設計説明書	1部 (A 4)	
◎打合せ書	1部 (A 4)	
・コスト縮減検討報告書	1部 (A 4)	
・リサイクル計画書	1部 (A 4)	
・木材使用状況報告書	1部 (A 4)	
・緑化面積等報告書	1部 (A 4)	
・計画通知関係図書	1部*(A )	
・耐震改修補強工事における「補強計画概要書」	1部 (A 4)	
・現地調査報告書	1部 (A 4)	
・法令等調査表	1部 (A 4)	
・概略工事工程表	1部 (A )	
・各種法令に関する申請図書	1部*(A )	
・透視図		
・模型		
・地質調査結果報告書		
・地質調査資料 (登録地盤情報を含む地質調査結果)	PDF形式1式提出	
・地盤情報データベース登録証	PDF形式1式提出	
・アスベスト含有分析調査報告書	1部 (A 4)	
・BELSに関する申請図書	1部*(A )	
・		
・		
電子納品	電子媒体 (CD-R) を1セット提出	
設計図電子データ	PDFデータ形式 1式提出	

※ 部数は各行政庁・評価機関等の指示による。

イ 設備実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 1-3 による。

(表 1-3)

種 別	部 数	備 考
⊙電気設備設計図	〇部 (A 3)	二つ折り製本
⊙機械設備設計図	〇部 (A 3)	二つ折り製本
⊙電気設備計算書	1 部 (A 4)	
⊙機械設備計算書	1 部 (A 4)	
⊙工事費概算書	1 部 (A 4)	
⊙打合せ書	1 部 (A 4)	
・コスト縮減検討報告書	1 部 (A 4)	
・リサイクル計画書	1 部 (A 4)	
・計画通知関係図書	1 部※1(A )	
⊙現地調査報告書	1 部 (A 4)	
⊙概略工事工程表※2	1 部 (A )	
・各種法令に関する申請図書	1 部※1(A )	
・電波障害対策資料	4 部 (A )	
・		
・		
・		
・		
・		
・		
電子納品	電子媒体 (CD-R) を 1 セット提出	
設計図電子データ	PDF データ形式 1 式提出	

※1 部数は各行政庁の指示による。

※2 新築工事については、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮した概成工期を記載すること。

ウ 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表 1-4 による。

(表 1-4)

種 別	部 数	備 考
(建 築)		
◎積算数量調書	<del>1部 (A4)</del>	
◎積算数量算出書	<del>1部 (A4)</del>	
・営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編)	<del>1部 (A4)</del>	
◎複合単価等作成資料	<del>1部 (A4)</del>	
◎見積書、見積一覧表	<del>1部 (A4)</del>	
◎打合せ書	<del>1部 (A4)</del>	
・		
・		
(電気設備)		
◎積算数量調書	1部 (A4)	
◎積算数量算出書	1部 (A4)	
・営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編)	1部 (A4)	
◎複合単価作成等資料	1部 (A4)	
◎見積書、見積一覧表	1部 (A4)	
◎打合せ書	1部 (A4)	
・		
・		
(機械設備)		
◎積算数量調書	1部 (A4)	
◎積算数量算出書	1部 (A4)	
・営繕工事積算チェックマニュアル(機械設備工事編)	1部 (A4)	
◎複合単価作成等資料	1部 (A4)	
◎見積書、見積一覧表	1部 (A4)	
◎打合せ書	1部 (A4)	
・		
・		
設計図電子データ	PDFデータ形式 1式提出	

### Ⅲ 設計図作成要領

#### 1. 図面リスト・記載内容

##### (1) 基本設計

基本設計における図面の記載内容は、表2-1及び表2-2による。

—(表2-1)—

	成 果 物	縮 尺	摘 要
建築 〔総合〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画説明図</li> <li>・仕様概要表</li> <li>・住上表</li> <li>・面積表及び求積図</li> <li>・敷地案内図</li> <li>・配置図</li> <li>・平面図(各階)</li> <li>・断面図</li> <li>・立面図(各面)</li> <li>・矩計図(主要部詳細)</li> <li>・日影図</li> <li>・透視図</li> <li>・各種技術資料</li> <li>・</li> </ul>		
建築 〔構造〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構造計画案</li> <li>・構造計画概要書</li> <li>・仕様概要書</li> <li>・各種技術資料</li> <li>・</li> </ul>		

—(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計をいう。

3 「構造」に掲げる成果図書は、「意匠」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。

4 「設計説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

5 「計画概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

~~-(表2-2)-~~

	<del>成 果 物</del>	<del>縮 尺</del>	<del>摘 要</del>
<del>電 気 設 備</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>電気設備計画説明書・概要書</del></li> <li>・ <del>仕様概要書</del></li> <li>・ <del>各種技術資料</del></li> <li>・</li> </ul>		
<del>機 械 設 備</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>空気調和設備計画説明書・概要書</del></li> <li>・ <del>給排水衛生設備計画説明書・概要書</del></li> <li>・ <del>昇降機設備計画概要説明書・概要書</del></li> <li>・ <del>仕様概要書</del></li> <li>・ <del>各種技術資料</del></li> <li>・</li> </ul>		

- ~~(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。~~
- ~~2 「電気設備」及び「機械設備」に掲げる成果図書は、「意匠」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。~~
- ~~3 「設計説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。~~
- ~~4 「計画概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。~~



(表3-2)

	成 果 物	縮 尺	摘 要
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙及び図面目録</li> <li>○特記仕様書</li> <li>・敷地案内図</li> </ul>	1/200～1/600	構内配線を併記してもよい。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配置図</li> <li>○電力設備図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雷保護設備図</li> </ul> </li> <li>○受変電設備図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力貯蔵設備図</li> <li>・発電設備図</li> <li>・通信・情報設備図</li> </ul> </li> <li>○火災報知設備図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央監視制御設備図</li> </ul> </li> <li>○構内線路図</li> <li>・</li> </ul>	1/200～1/600	構内配線を併記してもよい。

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。  
2 発電設備、非常電源設備は原則として図面を分離して構成する。

(表 3 - 3)

	成 果 物	縮 尺	摘 要
機 械 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙及び図面目録</li> <li>○特記仕様書</li> <li>○敷地案内図</li> <li>○機器表・器具表</li> <li>○配置図</li>   <li>○空気調和設備図</li> <li>○自動制御設備図</li> <li>・給排水衛生設備図</li> <li>・消火設備図</li> <li>・厨房設備図</li> <li>・雨水利用設備</li> <li>・排水再利用設備</li> <li>・浄化槽設備図</li> <li>・ごみ処理設備図</li> <li>○仮設計画図</li> </ul>	  1/200～1/600  1/200～1/600	   配置図には引込管等の構内は配管を併記してもよい。

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 担当者の指示により給排水衛生設備部門、空気調和・暖房・換気・排煙部門、昇降機部門に分け部門ごとに構成する。

## 2. 設計図の様式

設計図の様式は次による。

A 表紙

〇〇〇工事設計図

受注者名

(例)  
 受注者: 栃木県知事登録A 〇〇〇〇号 (株)〇〇設計事務所  
 管理技術者: 〇級建築士(第〇〇〇〇号)△△次郎

B 設計図(様式)

下記を参照

	2.5cm	7.5cm	4.0cm
1.0cm	工事名称	〇〇〇〇新築建築工事	
0.8cm	図面名称/縮尺	平面図(S:1/100)	図面番号
0.8cm	設計年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
1.3cm	設計者	〇級建築士(第〇〇〇〇号) 栃木 太郎	
1.3cm	発注者		

実際に設計した建築士名を記入する。

別紙

3. 設計条件

施設名称	敷地の場所	建物名称	構造・規模
盲学校	宇都宮市福岡町1297	体育館兼講堂	鉄骨造 1階建 延べ面積 667.37㎡
聾学校	宇都宮市若草2-3-48	講堂兼体育館	鉄骨造 1階建 延べ面積 694.37㎡
わかくさ特別支援学校	宇都宮市岩曾町1177-2	管理・校舎・体育館棟	鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積 3134.44㎡
のぞわ特別支援学校	宇都宮市駒生町3337-1	校舎・体育館・寄宿舎棟	鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積 15304.43㎡
富屋特別支援学校	宇都宮市徳次郎町39-1	体育館兼講堂	鉄骨造 1階建 延べ面積 616.94㎡
岡本特別支援学校	宇都宮市下岡本2160	体育館兼講堂	鉄骨造 2階建 延べ面積 503.53㎡
特別支援学校宇都宮青葉高等学園	宇都宮市京町9-32	体育館	鉄骨造 2階建 延べ面積 1324.37㎡
今市特別支援学校	日光市瀬尾1640-22	体育館兼講堂	鉄骨造 1階建 延べ面積 566.93㎡
国分寺特別支援学校	下野市柴6-2	体育館兼講堂	鉄骨造 1階建 延べ面積 616.95㎡
栃木特別支援学校	栃木市皆川城内町1053	体育館兼講堂	鉄骨造 1階建 延べ面積 657.93㎡
足利特別支援学校	足利市大沼田町619-1	体育館兼講堂	鉄骨造 1階建 延べ面積 445.26㎡
足利中央特別支援学校	足利市大月町871-3	体育館兼講堂	鉄骨造 1階建 延べ面積 617.95㎡
益子特別支援学校	益子町七井3650	体育館兼講堂	鉄骨造 1階建 延べ面積 467.42㎡
那須特別支援学校	那須塩原市下永田8-7	体育館兼講堂	鉄骨造 2階建 延べ面積 603.12㎡
南那須特別支援学校	那須烏山市藤田1181-152	体育館兼講堂	鉄骨造 1階建 延べ面積 567.37㎡

○ 設計内容

<p>体育館（1室）の空調設備設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージ空気調和機新設</li> <li>・配管・配線類新設</li> <li>・空調設備新設に伴う電気設備工事</li> <li>・窓ガラスの遮熱工事（遮熱フィルム等）</li> <li>・照明及びコンセント工事</li> <li>・保護ガード工事</li> </ul>
---

○ 留意事項

<p><b>【全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆契約後速やかに設計スケジュールを監督員に報告し、業務に着手すること。</li> <li>◆現地調査後速やかに調査報告書を提出し、監督員に確認を受けた上で図面作成に入ること。</li> </ul> <p><b>【機械設備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆熱負荷計算を行うこと。</li> <li>◆屋外機設置場所は、設置環境・配管ルートなど総合的に勘案して決定すること。また耐震性を考慮した設置方法を提案すること。</li> </ul> <p><b>【電気設備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ブレーカーの容量は選定した空調機の推奨容量とする。</li> <li>◆一次側（室外機まで）は電気設備工事、二次側（室外機から室内機）は機械設備工事とすること。</li> <li>◆電源は今後の拡張性について監督員と協議した上で、近傍の動力盤もしくは変電設備より取り出すこと。</li> <li>◆動力幹線、受変電設備の改修は空調機の電気容量を基に計算し、設計に反映すること。</li> </ul>
--

## 県立学校体育館のエアコン整備における仕様について

以下の仕様を基本とする。

### 1 空調負荷算定の条件

- 室内温湿度等： 夏季：温度 28°C  
冬季：温度 20°C
- 人員： 特支：1 学年分の人数
- 窓： ガラス+カーテンを閉める。
- 外気量： 高校：室内容積×0.2 回/h  
※ただしステージ部分は室内容積から除外し、卓球場部分は 0.2 回/h で計算  
特支：室内容積×0.2 回/h
- 外気温度： 建築設備設計基準 令和 6 年度版に準ずる。
- 空調機能力： 建築設備設計基準 令和 6 年度版『配管長』『外気温』『室内温度設定』補正を考慮。
- その他： 内部発熱負荷及びすきま風負荷は考慮しない

### 2 使用期間

- 特別支援学校： 6～9月及び12～3月の使用も考慮する。

### 3 熱源

- 原則、自己発電型GHPを採用する。  
※併せて、非常時に利用可能な発電系統から、出入り口部分のLED照明と非常用コンセントの設置

### 4 設置方法

- 室内機は、天吊式を基本とする。
- 室外機は、浸水想定水位以上に設置すること。

### 5 断熱・遮熱

- 遮熱施工（窓遮熱フィルム、窓遮熱塗装、遮熱カーテン等）を実施する。

### 6 省エネ

- 高効率空調の採用を基本とする。

### 7 その他

- 室内機には保護ガードを設置する。
- 特別支援学校は、室外機に保護フェンスを設置する。